

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年9月16日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人ねっとわーく京都21

(2) 代表者の氏名

小林 竜雄

(3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区寺町通夷川上ル久遠院前町686番地 ヒトミビル4階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、住民の立場から、京都の人的資産や物的資産を生かしたまちづくり並びに地域づくり事業及び住民の多様な運動の交流をはかる事業を通じて、安定的な京都の発展及び住民自治並びに地域自治の発展に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年9月2日

(文化市民局地域自治推進室)